



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 1 日 (火)
第 8 2 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特別保護地区の指定 (48) (公園自然課) 2 平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (49) (森林・林業総室) 2 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (50) (会計指導課) 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課) 4
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 4

告 示

鳥取県告示第48号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、久松山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称
久松山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
久松山鳥獣保護区の区域のうち、鳥取市東町二丁目104、132-1及び国有林鳥取事業区旧城山国有林四林班い小班の区域（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき都市公園として設置された久松公園の区域を除く。）（面積55ヘクタール）
- 3 特別保護地区の存続期間
平成23年2月1日から平成32年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
この区域は、鳥取市市街地北側の久松山山麓に位置し、鳥取城跡等歴史的にも重要な地域である。その植生はタブ、シイ、ヤブツバキ等の照葉樹極相林を主体に、ブナ林帯の植生もみられる。コナラ、アラカン、アカマツ等の二次林、スギ、アカマツの常緑針葉樹人工林も混じる。落葉広葉樹林から常緑樹林植生が混在し、県内でも有数の多様な森林相を形成する地域であり、多様な鳥獣が生息しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。

鳥取県告示第49号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成23年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成23年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	921.11
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2906.56
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,739.14

	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	815.58	
	日野地区	日野郡日南町及び同郡日野町	1,789.14	
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	204.80	
	米子	米子市	0.24	
	倉吉	倉吉市	62.15	
	岩美	岩美郡岩美町	105.18	
	若桜	八頭郡若桜町	8.05	
	智頭	八頭郡智頭町	8.77	
	八頭	八頭郡八頭町	21.64	
	三朝	東伯郡三朝町	53.30	
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.74	
	琴浦	東伯郡琴浦町	83.10	
	北栄	東伯郡北栄町	0.14	
	大山	西伯郡大山町	52.60	
	南部	西伯郡南部町	7.16	
	伯耆	西伯郡伯耆町	15.05	
	日南	日野郡日南町	2.09	
	日野	日野郡日野町	16.76	
		江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38	
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56	
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96	
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08	
	志津	倉吉市志津	0.30	
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82	
	大原	倉吉市大原	0.68	
	長谷	岩美郡岩美町大字長谷	4.16	
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40	
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44	
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96	
	槻下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10	
	金屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68	
	杉地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66	
	大谷	東伯郡北栄町大谷	1.48	
	孝霊山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42	
	法勝寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44	
	大谷奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08	
	公衆の保健	東部地区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	90.69
		中部地区	倉吉市及び東伯郡	26.18
西部地区		米子市、西伯郡及び日野郡	8.32	

鳥取県告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の

一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県警察学校における給食費の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県警察学校
管理官 松谷 幸恵
- 3 委任期間
平成23年2月1日から同年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年2月1日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年2月3日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成23年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二 1162外26筆 (11,131平方メートル)	砂(43,603立方メートル)	採取の期間	平成22年8月5日から 平成23年1月14日まで	平成22年8月5日から 平成24年1月14日まで	平成23年1月14日